

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
2101		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物									
		コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品									
210111		エキス、エッセンス及び濃縮物									
	100	1砂糖を加えたもの	24%	(24%)	15%	無税				KG	
		2その他のもの									
	210	(1)インスタントコーヒー	12.3%	8.8%					6.60%	KG	
	290	(2)その他のもの	16%	15%	無税				0.00%	KG	
210112		エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品									
		1エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品									
	110	(1)砂糖を加えたもの	24%	(24%)	15%	無税				KG	
		(2)その他のもの									
	121	Aインスタントコーヒー	12.3%	8.8%					6.60%	KG	
	122	Bその他のもの	16%	15%	無税				0.00%	KG	
		2コーヒーをもととした調製品									
		(1)ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの									
		A乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	35%+799 円/kg								
	231	-その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%			KG	
	232	-その他のもの		29.8%+67 9円/kg						KG	
		Bその他のもの	35%+1,36 3円/kg								
	236	-その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%			KG	
	237	-その他のもの		29.8%+1,1 59円/kg						KG	
		(2)その他のもの									
		A砂糖を加えたもの									
		(a)しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	28%								
	241	-各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		(28%)						KG	
	242	-その他のもの		19.6%						KG	
	246	(b)その他のもの	35%	29.8%						KG	
	249	Bその他のもの	25%	15%		無税				KG	
210120		茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品									
		1茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品									
	110	(1)インスタントティー	16%	10%	5%	無税				KG	
	120	(2)その他のもの	12.8%	8%		無税				KG	
		2茶又はマテをもととした調製品									
		(1)ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの									
		A乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	35%+799 円/kg								
	231	-その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%			KG	

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
		—18,977トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		(25%)							
121		—ニュージーランドを原産地とするもの					25%				KG
122		—その他のもの					25%				KG
123		—その他のもの		29.8%+1.1 59円/kg							KG
		—他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの									
124		—アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもとした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		(12%)			12%				KG
125		—その他のもの		(21%)			21%				KG
129		—その他のもの		29.8%+1.1 59円/kg							KG
		2.その他のもの									
		(1)米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品									
		A米の含有量が全重量の30%を超えるもの	(402円 /kg)								
517		—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				KG
518		—その他のもの		*(341円 /kg)			49円/kg				KG
		B.その他のもの									
		(a)小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の30%を超えるもの	(100円 /kg)								
214		—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				KG
215		—その他のもの		*(85円 /kg)			26.20円 /kg				KG
		(b)大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の30%を超えるもの	(75円 /kg)								
216		—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				KG
219		—その他のもの		*(64円 /kg)			26.60円 /kg				KG
		(2)その他のもの									
		A糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)	35%又は 27円/kg のうち のいずれか高 い税率								
221		—分みつ糖のもの		**(52.5% 又は 49.70円 /kgのうち のいずれか高 い税率)			24.6%又 は13.30 円/kgの うち のいずれか高 い税率				KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
294	(イ)第04.10項の物品のもの		12%	9%		無税			8%		KG
	(ロ)その他のもの										
	IIビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	12.5%	(12.5%)			無税					
295	-ビタミンをもととした栄養補助食品								11%		KG
296	-植物性たんぱくを加水分解したもの								11%		KG
	IIその他のもの										
301	(I)たんぱく質変性防止剤(冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。)	無税	(15%)				A	0%			KG
	(II)その他のもの	25%									
	-ひじき(ヒジキア・フスイフオルミス)その他の第1212.20号の物品のもの										
297	--ひじき(ヒジキア・フスイフオルミス)		17.5%	10%	無税				9%		KG
298	--その他のもの										KG
299	-その他のもの		15%			無税					KG